



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年4月10日金曜日 第2662号

### ◇ 目 次 ◇

理容師法による講習会の指定..... ( 業務衛生課 ) ... 423  
 美容師法による講習会の指定..... ( " ) ... 423  
 指定自立支援医療機関の指定..... ( 障害福祉課 ) ... 424  
 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... ( 農業経済課 ) ... 424  
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧 ( 3 件 ) ..... ( 農地整備課 ) ... 425  
 解除予定保安林..... ( 森林整備課 ) ... 425  
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... ( 漁政課 ) ... 426  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... ( 東予地方局環境保全課 ) ... 427  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... ( " ) ... 430  
 土地改良区役員の就退任の届出..... ( 東予地方局農村整備課 ) ... 434  
 土地改良区の定款変更の認可..... ( " ) ... 434  
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... ( " ) ... 435  
 土地改良区役員の就退任の届出 ( 2 件 ) ..... ( 中予地方局農村整備第一課 ) ... 435  
 指定障害福祉サービス事業者の指定..... ( 南予地方局地域福祉課 ) ... 435  
 指定障害福祉サービス事業者の廃止..... ( " ) ... 436  
 包括外部監査契約の締結..... ( 監査事務局 ) ... 436

### 監査公表

監査結果に基づく措置の公表 ( 2 件 ) ..... ( 監査事務局 ) ... 436

### 選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体..... ( 選挙管理委員会 ) ... 443

### 労働委員会告示

あっせん員候補者の公示..... ( 労働委員会事務局 ) ... 443

### 告 示

#### ○愛媛県告示第450号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成27年4月10日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟  
9階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成27年8月24日、平成27年9月7日、平成27年9月14日の3日間
- 講習場所  
松山市持田町三丁目8番15号  
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料  
18,000円

#### ○愛媛県告示第451号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成27年4月10日

愛媛県知事 中村時広

- 講習会の名称  
管理美容師資格認定講習会
- 主催者  
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟  
9階  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習日  
平成27年8月24日、平成27年9月7日、平成27年9月14日の3日間
- 講習場所  
松山市持田町三丁目8番15号  
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料  
18,000円

○愛媛県告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年 4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
クオール薬局 四国中央店	四国中央市上分町783番地 1	クオール株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成27年 4月 1日

○愛媛県告示第453号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成27年 3月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年 4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）			
<b>第 2 条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				<b>第 2 条</b> 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために		年1分2厘5毛	年4厘	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために		年1分2厘5毛	年4厘5毛

<p>必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>				<p>必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>			
<p>7 省略</p>				<p>7 省略</p>			

○愛媛県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、八幡浜市真網代、穴井及び川上町上泊地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 4 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・真穴地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年 4 月13日から 5 月14日まで
- 3 縦覧場所  
八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町東川、上野尻、中黒岩及び下畑野川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 4 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・久万高原地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年 4 月13日から 5 月14日まで
- 3 縦覧場所  
久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町二名地域に係る県営土地改良事業計画を

変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年 4 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（暗渠排水事業・久万高原地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年 4 月13日から 5 月14日まで
- 3 縦覧場所  
久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第457号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
四国中央市金生町下分字向山乙18の5、乙18の12、乙18の82、乙18の83
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
四国中央市金生町下分字向山乙18の12
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第458号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成27年 3月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年 4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前										
( 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率 )						( 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率 )										
<b>第 2 条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						<b>第 2 条</b> 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。										
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率									
	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10号に掲 げる者(漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号 ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(漁 業近代 化資金 融通法 施行令 (昭和44 年政令 第209 号。以 下「令 」とい う。)第 5条に 規定す る団体 に限る 。)に貸 し付け る場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 2 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合		法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10号に掲 げる者(漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号 ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(漁 業近代 化資金 融通法 施行令 (昭和44 年政令 第209 号。以 下「令 」とい う。)第 5条に 規定す る団体 に限る 。)に貸 し付け る場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10号に掲 げる者(漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号 ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 6 号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10号に掲 げる者(漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	法第 2 条 第 2 項第 2 号 第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資 機関 が、 同条 第 1 項第 1 号 から 第 5 号 ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(同 令第5 条に規 定する 団体を 除く。)に 貸し付 ける場 合

1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	同上	同上	同上	年4 厘	年4 厘
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4 厘	年4 厘
8 省略					

1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	同上	同上	同上	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛
8 省略					

○愛媛県告示第459号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 4月10日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号

代表取締役 中里 佳明

- 2 事業場の名称及び所在地  
住友金属鉱山株式会社磯浦工場  
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

- (1) 第4工場（電池）フィルタープレスNo.1、No.2、No.3、No.4（4基）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号イ る過施設
特定施設の能力	ろ過面積75.9平方メートル

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 110 最大 137	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設及びNo.1汚水処理施設にて処理する。  
汚水等の1日当たりの量は、1基当たりの量である。

(2) 第4工場(電池)アンモニア除害塔

特定施設の種類	政令別表第1第27号又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり150ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 17	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設及びNo.1汚水処理施設にて処理する。

(3) 第4工場(電池)冷却塔

特定施設の種類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特定施設の能力	1分当たり540ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7か月後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1 最大 3

備考 汚水等は、No.1汚水処理施設にて処理する。

(4) 第3工場冷却塔No.1

特定施設の種類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特定施設の能力	1分当たり70ノルマル立方メートル処理	

設 置 年 月 日	平成20年11月30日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.1 最大 0.2	

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(5) 第5工場洗浄塔No.1

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号ル 湿式集じん施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり150ノルマル立方メートル処理	
設 置 年 月 日	平成18年 5月30日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 1

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3 最大 4
------------------------	--------------

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和及び凝集沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 69メートル 横 55メートル 高さ 8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり4,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和及び凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 9.6	通常 6.4 最大 9.6	通常 6.4 最大 9.6		
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30	通常 20 最大 30		
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.3 最大 19.8	通常 14.3 最大 19.8	通常 14.3 最大 19.8		
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.31 最大 1.00	通常 0.31 最大 1.00	通常 0.31 最大 1.00		
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,080 最大 4,800	通常 4,080 最大 4,800	通常 4,080 最大 4,800		

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	蒸留濃縮、酸化及び電気分解		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等		

処理施設の主要寸法	縦 26メートル 横 15メートル 高さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 高さ 14メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,550立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	蒸留濃縮、酸化及び電気分解		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~11 最大 5~11	通常 9~12 最大 9~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7,500 最大 9,000	通常 16 最大 50
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 1.0	通常 0.2 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 256 最大 305	通常 236 最大 288

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

(3) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理
処 理 施 設 の 型 式	pH調整及び蒸留
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及び合成樹脂製等
処理施設の主要寸法	縦 44メートル 横 46メートル 高さ 21メートル
処理施設の能力	1日当たり1,680立方メートル処理
汚水等の処理の方式	pH調整及び蒸留
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 11.6 最大 33.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.6	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,430 最大 1,680	通常 1,430 最大 1,680

備考 汚水等は、No.1 汚水処理施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 6.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.4 最大 11.1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 6,620 最大 7,800

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第460号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 4月10日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二



- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号  
代表取締役 中里 佳明
- 2 事業場の名称及び所在地  
住友金属鉱山株式会社磯浦工場  
新居浜市磯浦町17番3号
- 3 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イ、ヌ及びル、第62号イ及びホ並びに第74号
- 4 変更しようとする事項の内容  
特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統
- 5 特定施設に関する事項

(1) 第1工場YH系ニッケル粉反応槽

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 800 最大 800	通常 7,500 最大 9,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 3,000	通常 5,400 最大 6,480

(2) 第3工場フィルタープレスNo.1

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 0.6 最大 1.6

(3) 第3工場フィルタープレスNo.2

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 0.6 最大 1.6

(4) 第3工場フィルタープレスNo.3

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 0.6 最大 1.6

(5) 第3工場フィルタープレスNo.4

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 0.6 最大 1.6

(6) 第3工場フィルタープレスNo.6

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 0.6 最大 1.6

(7) 第3工場フィルタープレスNo.7

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 7.7 最大 14.0

汚染状態の値	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 100
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 0.6 最大 1.6

(8) 第3工場フィルタープレスNo.8

		変 更 前	変 更 後
特定施設の使用時間間隔		間 欠	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		16時間	24時間
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 100
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 0.6 最大 1.6

(9) 第3工場フィルタープレスNo.9

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 10未満 最大 10未満	通常 50 最大 100
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8,000 最大 8,000	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 0.6 最大 1.6

(10) 第5工場フィルタープレスNo.1

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		ろ過面積25.4平方メートル	ろ過面積27.5平方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 3 最大 3	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 4 最大 5	通常 8 最大 10

(11) 第5工場フィルタープレスNo.2

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		ろ過面積25.4平方メートル	ろ過面積27.5平方メートル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 3 最大 3	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 4 最大 5	通常 8 最大 10

(12) 第5工場フィルタープレスNo.3

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 3 最大 3	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 4 最大 5	通常 8 最大 10

(13) 第5工場フィルタープレスNo.4

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 3 最大 3	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 4 最大 5	通常 8 最大 10

(14) 第6工場フィルタープレスNo.1

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 2 最大 2	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(15) 第6工場フィルタープレスNo.2

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 2 最大 2	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(16) 第6工場フィルタープレスNo.3

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値		通常 3 最大 3	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 4 最大 5	通常 8 最大 10

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(17) 第6工場フィルタープレスNo.4

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(18) 第6工場フィルタープレスNo.5

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 2	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(19) 電池研究所フィルタープレスNo.1

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(20) 電池研究所フィルタープレスNo.2

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(21) 電池研究所フィルタープレスNo.3

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 7.7 最大 14.0

汚染状態の値	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6
--------	-------------------------	----------------	------------------

(22) 電池研究所フィルタープレスNo.4

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(23) 電池研究所フィルタープレスNo.5

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 7.7 最大 14.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1	通常 0.6 最大 1.6

(24) 第6工場酸系ガス除害塔

		変 更 前	変 更 後
特定施設の使用時間間隔	間 欠 8時から18時		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間		24時間

(25) No.1 汚水処理施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設の主要寸法	縦 42メートル 横 67メートル 高さ 8メートル		縦 69メートル 横 55メートル 高さ 8メートル
特定施設の能力	1日当たり3,000立方メートル処理		1日当たり4,800立方メートル処理
原材料の種類及び1日当たりの使用量	苛性ソーダ3,600キログラム、ろ過助剤425キログラム、硫酸13,700キログラム		苛性ソーダ5,800キログラム、ろ過助剤680キログラム、硫酸21,900キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 6.4	通常 6.4 最大 9.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.6 最大 20.2	通常 14.3 最大 19.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1	通常 0.31 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,373 最大 2,890		通常 4,080 最大 4,800

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の主要寸法		縦 42メートル 横 67メートル 高さ 8メートル		縦 69メートル 横 55メートル 高さ 8メートル	
処理施設の能力		1日当たり3,000立方メートル処理		1日当たり4,800立方メートル処理	
処理施設に	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 5.2 最大 6.4	通常 5.2 最大 6.4	通常 6.4 最大 9.6	通常 6.4 最大 9.6
汚染状態の 値	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 16.6 最大 20.2	通常 16.6 最大 20.2	通常 14.3 最大 19.8	通常 14.3 最大 19.8
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.25 最大 1.00	通常 0.25 最大 1.00	通常 0.31 最大 1.00	通常 0.31 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,373 最大 2,890	通常 2,373 最大 2,890	通常 4,080 最大 4,800	通常 4,080 最大 4,800

(2) No.4 汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の主要寸法		縦 26メートル 横 25メートル 高さ 5メートル		縦 26メートル 横 15メートル 高さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 高さ 14メートル	
汚水等の処理の方式		酸化及び電気分解		蒸留濃縮、酸化及び 電気分解	
処理施設に	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 39 最大 39	通常 10 最大 10	通常 7,500 最大 9,000	通常 16 最大 50
汚染状態の 値	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 165 最大 165	通常 29 最大 30	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.1 最大 1.0	通常 0.1 最大 1.0	通常 0.2 最大 1.0	通常 0.2 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 629 最大 796	通常 629 最大 796	通常 256 最大 305	通常 236 最大 288

(3) アンモニア回収施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の主要寸法		縦 43メートル 横 57メートル 高さ 19メートル		縦 44メートル 横 46メートル 高さ 21メートル	
処理施設の能力		1日当たり1,400立方メートル処理		1日当たり1,680立方メートル処理	
処理施設に	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1.0 最大 1.1	通常 1.0 最大 1.1	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0

汚染状態の 値	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 12.9 最大 15.5	通常 9,200 最大 11,000	通常 11.6 最大 33.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.45 最大 2.00	通常 0.45 最大 2.00	通常 0.6 最大 1.6	通常 0.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,044 最大 1,257	通常 1,044 最大 1,257	通常 1,430 最大 1,680	通常 1,430 最大 1,680

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 3.7 最大 4.6	通常 4.5 最大 6.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 12 最大 15	通常 12 最大 15
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10.4 最大 12.8	通常 9.4 最大 11.1
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.21 最大 1.00	通常 0.25 最大 1.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3,984 最大 4,818	通常 6,620 最大 7,800

○愛媛県告示第461号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年 4月10日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	河 野 哲	新居浜市久保田町二丁目7番7号

○愛媛県告示第462号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新居浜市中村土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4月10日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

○愛媛県告示第463号

新居浜市阿島土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 4月10日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市阿島土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 新居浜市阿島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成27年 4月13日から 5月14日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月10日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 洋 一	松山市富久町315番地
"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467番地
"	川 口 哲 夫	松山市富久町93番地 4
"	玉乃井 晃	松山市富久町225番地
"	須 山 浩 光	松山市富久町319番地
"	高 橋 清	松山市富久町338番地
監 事	川 口 博 幸	松山市富久町317番地
"	玉乃井 和 利	松山市富久町223番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 洋 一	松山市富久町315番地
"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467番地

"	川 口 哲 夫	松山市富久町93番地 4
"	玉乃井 晃	松山市富久町225番地
"	須 山 浩 光	松山市富久町319番地
"	高 橋 清	松山市富久町338番地
監 事	川 口 博 幸	松山市富久町317番地
"	玉乃井 和 利	松山市富久町223番地

○愛媛県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 4月10日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 元 收	松山市三町三丁目14番15号
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番28号
"	石 丸 ヒサ子	松山市三町三丁目16番32号
"	石 丸 吉 子	松山市三町三丁目16番24号
"	首 藤 洋	松山市三町二丁目 5 番 3 号
"	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目 4 番 7 号
"	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15番12号
監 事	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3 番10号
"	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4 番10号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 元 收	松山市三町三丁目14番15号
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番28号
"	石 丸 ヒサ子	松山市三町三丁目16番32号
"	石 丸 吉 子	松山市三町三丁目16番24号
"	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4 番10号
"	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目 4 番 7 号
"	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15番12号
監 事	三 好 健次郎	松山市三町二丁目13番26号
"	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3 番10号

○愛媛県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年 4月10日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700058	社会福祉法人 大洲育成園	大洲市市木1215番地	澤 井 尚	就労継続支援 B 型	大洲育成園	大洲市市木1215番地	平成27年 4月 1 日

○愛媛県告示第467号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 4月10日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

Table with 5 columns: 事業者番号, 指定障害福祉サービス事業者 (氏名又は名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名), 指定障害福祉サービスの種類, 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 (名称, 所在地), 廃止年月日

○愛媛県告示第468号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成27年 4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
大西 聡一
松山市松前町二丁目2番地3
2 包括外部監査契約の期間の始期
平成27年 4月1日
3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
(1) 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
(2) 費用の支払方法
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

監 査 公 表

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年 4月10日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝
同 戒 能 潤之介
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Includes a sub-table for 監査の結果 with columns: 調定年度, 債務者, 収入未済額(円), 備考.

(措置の内容)

A社の契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息については、平成17年3月23日に調定し、納入通知書を郵送したが、代表者が所在不明のため返送された。以降も所在不明となっている。

会社及び代表者名義の土地や建物は、すべて金融機関に抵当権を行使され、競売されたため残っていない。

法人登記簿上は会社が存続していることから、今後も、未収債権の縮減に向けた全庁的な取組みの下、愛媛県債権管理マニュアルに基づき債権回収に努めていきたい。

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年 4月10日

愛媛県監査委員 佐 伯 満 孝
同 戒 能 潤之介
同 徳 永 繁 樹
同 山之内 芳 夫

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Includes a sub-table for 監査の結果 with text: 道路占用料(1件 620円)が未調定となっていた。

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Includes a sub-table for 監査の結果 with text: 道路占用等に係る許認可事務について、平成24年度から平成25年度にかけて、決裁を経ない公文書の施行や口頭での許可、申請の未処理など不適正な事務処理を行っているものが多数(計273件)あり、うち一部で占用料が未調定(計20件 163,484円)となっていた。

(措置の内容)

1 具体的措置

(1) 不適正な事務処理

- ・「未決裁での公文書施行」に対する事務処理  
当該許可はいずれも許可基準等を満たしていることを確認したので、遡及して有効である旨の起案処理を行った。
- ・「未決裁で口頭による許可等」に対する事務処理  
当該許可はいずれも許可基準等を満たしていることを確認したので、お詫びと追認許可の通知と併せて、遡及した日で占用許可書を相手方に交付した。
- ・「未処理状態」に対する事務処理  
相手方に了承を得て、通常の事務処理を行った。
- ・「決裁済で公文書未施行」に対する事務処理  
お詫び文を添付して公文書を相手方に送付した。

(2) 占用料の未調定

- ・相手方を訪問して事情を説明し、謝罪したところ、納入に対する了承を得たため、納入通知書を発行し、全件納付された。

2 再発防止策の実施

以下の再発防止策を講じることにより、一層の事務処理の適正化を図ることとした。

- (1) 管理職による保有書類の状況検査(対象職員のみ)  
担当者を定期的に検査し、書類の埋没、処理の停滞を防止している。
- (2) 公印取扱いの厳格化  
管理職によるチェック体制を厳格化し、不正に押印できないようにした。
- (3) 文書受付処理簿による進行管理のチェック体制の強化  
申請書類は全て管理職が確認後、文書処理簿に記載するとともに、庁内LANのファイル管理からの閲覧を可能にし、進行管理の透明性を図った。
- (4) 係内でのチェック体制の重層化  
検査者の増員、事務処理チェック表の改良を行い、不正防止のチェック体制を強化した。
- (5) 道路担当専用の書類保管ボックスの設置  
係内で見やすい場所に申請書類の保管ボックスを設置し、個人で書類を保持しないようにした。

の債権差押のほか、タイヤロックを活用した自動車差押、検索、インターネット公売による換価処分など厳正な滞納処分を実施している。生活困窮者や差押えるべき財産がない者については、早期に執行停止を見極めることとしている。

また、滞納額・件数が多い自動車税については、自動車税納期内納付キャンペーン(街頭啓発等)の実施や、納税者の利便を図るためのコンビニ収納の導入により納期内自主納税を推進するとともに、自動車税グループを設置して自動車税の滞納案件を集約し、滞納整理の効率化を図っている。

さらに、平成24年度からは、愛媛県特別滞納整理班を設置して、各地方局・支局がそれぞれ担当していた滞納案件のうち、容易に財産を発見できない徴収困難案件と煩雑な事務を伴う公売案件を集約し、効果的かつ効率的な滞納整理に取り組んでいる。

今後も、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	平成26年 7月23日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	7,062,800	26,419,567	33,482,367	金額は各年度の決算による
24年度	7,735,307	47,455,870	55,191,177	
差引増減	672,507	21,036,303	21,708,810	

2 収入未済の前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
21年度及び22年度	2 者	83,044	平成25年度決算による

(措置の内容)

1 県営住宅貸付料については、平成25年度末時点で33,482,367円の収入未済額があった。滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納付指導に努めた結果、平成24年度末時点に比べて21,708,810円(不納欠損額21,026,610円を除いた実質減少額682,200円)減少し、その後、平成26年10月末現在の収入未済額は、29,561,467円(3,920,900円収納)となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分の回収に努めたい。

2 平成21年度延滞利息の納入義務者であるA社は、契約工期内に代表者の所在が不明となり、所在不明のまま、平成21年9月11日工事請負契約を解除した。その後、平成23年4月末、代表者の所在が判明したため、平成23年5月24日督促、平成23年11月17日文書催告、平成24年3月15日訪問催告、平成24年11月30日、平成25年3月19日に文書催告、平成25年度は9月17日、平成26年3月5日に文書催告、平成26年度は7月11日に文書催告、その後電話催告を実施したが、債権回収には至っていない。

平成22年度延滞利息の納入義務者であるB社は、平成23年8月11日に破産手続開始となったが、平成24年1月12日に開催された債権者集

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

中 予 地 方 局 総 務 企 画 部

平成26年 7月23日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	450,530,898	1,450,428,270	1,900,959,168	金額は各年度の決算による
24年度	503,057,425	1,666,876,119	2,169,933,544	
差引増減	52,526,527	216,447,849	268,974,376	

(措置の内容)

愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定し、計画的な滞納整理を進めている。

滞納に対しては、早期の財産調査と速やかな滞納処分を行うこととし、色付き封筒(黄・赤)による一斉文書催告、預貯金・生命保険や給与等

会において、破産管財人から「破産手続の費用を支弁するのに不足している。」との説明があった。

なお、同社は、平成24年 2月 7日に破産手続廃止の決定確定、同 8日付けで登記がなされ、即日、商業登記簿が閉鎖された。

今後も、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理を行いたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成26年 7月14日、 平成26年 7月16日

(監査の結果)

現金支給した新規採用職員(1名)の平成25年 4月分給与について、支給定日から12日遅延して支給していたほか、翌 5月分についても手続の不備により現金支給としたところ、両月分とも給与明細書への受領印を徴しておらず、また給与資金前渡担任者による精算手続を怠っていた。  
(八幡浜支局)

(措置の内容)

4月に口座関係書類を提出していたが、電算手続が完了しておらず、結果的に2か月分の給与が現金支給となり、担当者の失念により支給遅延と精算手続の未処理が発生したものである。  
直ちに精算処理を行ったところであるが、新規採用職員配置時における一連の給与支払処理について、複数職員により確認を行うとともに、担当職員等の引継に当たっても当該事項の申し送りを徹底することとした。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成26年 7月14日、 平成26年 7月16日

(監査の結果)

収入未済の賠償金(公用車事故に伴うもの。)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
22年度	1 者	191,775	平成25年度決算による

(八幡浜支局)

(措置の内容)

愛媛県債権管理マニュアルに基づき、平成23年 4月 6日から毎週催告(電話・訪問・文書)を行った結果、計48回(毎月5,000円+最終回6,775円)の分割納付を認め、平成24年 3月27日に第 1回目の分割金5,000円が納付された。  
その後、12月末までの納付(10回目)を確認しているが、平成25年 1月以降の納付がないので、毎月納入通知書を送付するとともに電話・訪問により催告している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 建 設 部	平成26年 7月14日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害及び車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員には交通法規の遵守、体調管理に万全を期すよう指導しているところであるが、今後このような事故が発生しないよう、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 愛 南 土 木 事 務 所	平成26年 7月14日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両の廃車及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員には交通法規の遵守、体調管理に万全を期すよう指導しているところであるが、今後このような事故が発生しないよう、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故防止に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 央 児 童 相 談 所	平成26年 5月21日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	5,277,370	26,823,930	32,101,300	金額は各年度の決算による
24年度	5,989,500	26,643,120	32,632,620	
差引増減	712,130	180,810	531,320	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。  
また、滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、所内に滞納整理班を設け、四半期ごとに徴収会議を開催するほか、個別滞納整理表の作成により滞納者の生活状況等の把握と徴収可能な債務者の選別を行い、臨戸訪問等による重点的な滞納整理に努めた。  
今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額(円)		
	平成25年11月30日現在	平成25年度末現在(平成26年度への繰越額)	平成26年11月30日現在
25年度 現年分	4,128,550	5,277,370	5,203,470
25年度 滞納繰越分	26,888,730	26,823,930	21,691,800
計 ①	31,017,280	32,101,300	26,895,270
26年度 現年分 ②	-	-	4,309,520
合計(①+②)	31,017,280	32,101,300	31,204,790



監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成26年 5月12日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	2,210,341	9,476,920	11,687,261	金額は各年度の決算による
24年度	2,478,190	7,717,038	10,195,228	
差引増減	267,849	1,759,882	1,492,033	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をすとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成25年12月31日現在	平成26年度への繰越額 (平成25年度末現在)	平成26年12月31日現在
平成25年度分	1,711,831	2,210,341	2,076,821
滞納繰越分	9,491,580	9,476,920	8,312,630
計 ①	11,203,411	11,687,261	10,389,451
平成26年度分②	-	-	1,808,660
合計 (①+②)	11,203,411	11,687,261	12,198,111

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 児 童 相 談 所	平成26年 5月20日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,805,250	3,062,490	4,867,740	金額は各年度の決算による
24年度	1,636,620	2,988,760	4,625,380	
差引増減	168,630	73,730	242,360	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、12月に催告書を送付するとともに、徴収会議を四半期ごとに開催し、未納者の状況把握と徴収

可能な債務者の選別を実施し、訪問又は電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成26年度に繰り越した未収金4,867,740円のうち、平成26年12月末現在64,500円を収納し、312,790円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)	
	平成26年度への繰越額 (平成25年度末現在)	平成26年12月31日現在
平成25年度分	1,805,250	1,775,550
滞納繰越分	3,062,490	2,714,900
計 ①	4,867,740	4,490,450
平成26年度分②	-	1,383,360
合計 (①+②)	4,867,740	5,873,810

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成26年 5月12日

(監査の結果)

子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25年度	1,311,543	3,256,696	4,568,239	金額は各年度の決算による
24年度	1,035,047	3,117,379	4,152,426	
差引増減	276,496	139,317	415,813	

(措置の内容)

子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。

また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所時に直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額 (円)			
	平成26年度への繰越額 (平成25年度末現在)	平成26年10月31日現在	差引増減	備考
滞 納 繰 越 分	平成18年度～平成24年度分	3,256,696	2,896,594	360,102
	平成25年度分	1,311,543	933,896	377,647
	計 ①	4,568,239	3,830,490	737,749
現年度分 (平成26年度分)②	-	1,004,700	1,004,700	
合計 (①+②)	4,568,239	4,835,190	266,951	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
産 業 技 術 研 究 所	平成26年 4月 9日、 平成26年 4月16日、 平成26年 5月 9日
( 監 査 の 結 果 ) 職員 ( 1 名 ) の 通 勤 手 当 に つ い て 、 交 通 用 具 使 用 距 離 の 認 定 の 誤 り に よ り 、 156 , 000 円 ( 平 成 20 年 8 月 か ら 平 成 25 年 12 月 分 ま で の 65 か 月 分 ) が 過 支 給 と な っ て い た 。 ( 繊 維 産 業 技 術 セ ン タ ー )	
( 措 置 の 内 容 ) 通 勤 手 当 の 要 件 を 満 た さ ない こ と を 確 認 し た た め 、 平 成 26 年 1 月 に 通 勤 手 当 認 定 変 更 手 続 を 行 っ た 。 過 支 給 額 と な っ た 156 , 000 円 の う ち 、 9 , 600 円 ( 平 成 20 年 8 月 か ら 平 成 20 年 11 月 ま で ) は 時 効 が 成 立 し て お り 、 124 , 800 円 は 本 人 か ら 返 還 し 、 21 , 600 円 は 電 算 処 理 に よ り 戻 入 を 行 っ て い る 。 今 後 は 、 手 当 の 認 定 に つ い て 、 要 件 等 を 十 分 に 留 意 の う え 、 遺 漏 の な い よ う 事 務 処 理 に 努 め た い 。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
今 治 高 等 技 術 専 門 校	平 成 26 年 4 月 9 日		
( 監 査 の 結 果 ) 収 入 未 済 の 授 業 料 に つ い て 、 納 期 限 内 の 収 入 確 保 に 努 め る と と も に 、 適 切 に 債 権 管 理 さ れ た い 。			
調 定 年 度	債 務 者 数	収 入 未 済 額 ( 円 )	備 考
25 年 度	1 者	49 , 500	平 成 25 年 度 決 算 に よ る
( 措 置 の 内 容 ) 未 納 者 に 対 し 、 毎 月 の 授 業 料 の 確 実 な 期 限 内 納 付 と 収 入 未 済 の 授 業 料 の 納 付 計 画 の 作 成 及 び 計 画 に 基 づ く 確 実 な 納 付 を 指 導 し た 結 果 、 平 成 26 年 度 授 業 料 に つ い て は 新 た に 収 入 未 済 は 発 生 し て お ら ず 、 ま た 、 収 入 未 済 の 授 業 料 に つ い て は 平 成 26 年 8 月 1 日 に 全 額 納 付 さ れ た 。 今 後 も 授 業 料 の 納 期 限 内 の 収 入 確 保 に 努 め る と と も に 、 適 切 に 債 権 管 理 に 努 め て ま い り た い 。			

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
農 業 大 学 校	平 成 26 年 4 月 9 日		
( 監 査 の 結 果 ) 収 入 未 済 の 研 修 受 講 料 ( 農 家 担 い 手 支 援 塾 ) に つ い て 、 適 切 に 債 権 管 理 さ れ た い 。			
調 定 年 度	債 務 者 数	収 入 未 済 額 ( 円 )	備 考
21 年 度	1 者	20 , 000	平 成 25 年 度 決 算 に よ る
( 措 置 の 内 容 ) 収 入 未 済 の 研 修 受 講 料 に つ い て は 、 平 成 26 年 10 月 3 日 に 回 収 し た 。 な お 、 平 成 22 年 度 以 降 は 受 講 料 未 納 防 止 策 と し て 、 納 入 通 知 書 で 開 催 前 に 徴 収 し 、 確 認 の う え 事 業 を 実 施 し て い る 。			

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
農 林 水 産 研 究 所	平 成 26 年 4 月 9 日、 平 成 26 年 4 月 15 日、 平 成 26 年 5 月 9 日、 平 成 26 年 5 月 21 日		
( 監 査 の 結 果 ) 収 入 未 済 の 食 卵 委 託 販 売 契 約 に 係 る 生 産 物 売 払 収 入 に つ い て 、 適 切 に 債 権 管 理 さ れ た い 。			
調 定 年 度	債 務 者 数	収 入 未 済 額 ( 円 )	備 考
25 年 度	1 者	1 , 366 , 484	平 成 25 年 度 決 算 に よ る
( 畜 産 研 究 セ ン タ ー 養 鶏 研 究 所 )			
( 措 置 の 内 容 ) 1 債 権 別 に 納 入 期 限 の 翌 日 に 督 促 状 を 発 出 し た 。 2 債 権 者 の 代 理 人 弁 護 士 と 面 談 や 電 話 に よ り 連 携 を 強 化 す る と と も に 、 債 権 者 説 明 会 に 出 席 し 、 債 務 者 の 所 在 、 財 務 状 況 、 回 収 見 込 額 及 び 再 生 計 画 の 進 捗 状 況 の 把 握 に 努 め た 。 3 今 後 は 、 民 事 再 生 法 に 基 づ く 業 務 再 生 計 画 及 び 債 権 者 集 会 等 の 動 向 を 注 視 し な が ら 、 愛 媛 県 債 権 管 理 マ ニ ュ ア ル に 基 づ き 、 適 切 に 処 理 す る こ と と し て い る 。 4 な お 、 食 卵 委 託 販 売 契 約 に つ い て は 、 当 該 債 務 者 と の 取 引 を 中 止 し 、 他 業 者 と 新 た に 契 約 を 締 結 し て い る 。			

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
警 察 本 部	平 成 26 年 8 月 25 日			
( 監 査 の 結 果 ) 1 放 置 違 反 金 に つ い て 、 納 期 限 内 の 収 入 確 保 と 収 入 未 済 額 の 縮 減 に 、 引 き 続 き 努 め ら れ た い 。				
区 分	収 入 未 済 額 ( 円 )			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25 年 度	1 , 951 , 000	8 , 129 , 356	10 , 080 , 356	金 額 は 各 年 度 の 決 算 に よ る
24 年 度	2 , 937 , 000	10 , 898 , 763	13 , 835 , 763	
差 引 増 減	986 , 000	2 , 769 , 407	3 , 755 , 407	
2 延 滞 金 ( 放 置 違 反 金 に 伴 う も の ) に つ い て 、 納 期 限 内 の 収 入 確 保 と 収 入 未 済 額 の 縮 減 に 、 引 き 続 き 努 め ら れ た い 。				
区 分	収 入 未 済 額 ( 円 )			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
25 年 度	510 , 100	1 , 702 , 700	2 , 212 , 800	金 額 は 各 年 度 の 決 算 に よ る
24 年 度	600 , 900	2 , 330 , 400	2 , 931 , 300	
差 引 増 減	90 , 800	627 , 700	718 , 500	
3 収 入 未 済 の 損 害 弁 償 金 に つ い て 、 適 切 に 債 権 管 理 さ れ た い 。				
調 定 年 度	債 務 者 数	収 入 未 済 額 ( 円 )	備 考	
17 年 度 及 び 19 年 度	2 者	809 , 000	平 成 25 年 度 決 算 に よ る	
4 職 員 の 不 注 意 に よ り 警 察 車 両 に よ る 事 故 が 発 生 ( 7 件 ) し 、 当 該 車 両 及 び 相 手 方 の 車 両 の 毀 損 が あ っ た 。				
( 措 置 の 内 容 ) 1 放 置 違 反 金 に お け る 納 期 限 内 の 収 入 確 保 と 収 入 未 済 額 の 縮 減 に 向 け				

た対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の居住地や勤務地へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催促、会計員を活用した訪問時における現金徴収及び財産調査に基づく預金口座や生命保険等の差押え等を積極的に実施した結果、平成25年度未収金10,080,356円(667件)が、平成26年9月末現在で7,743,356円(511件)となり、2,337,000円(156件)減少した。

今後も、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)における納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の居住地や勤務地へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催促、会計員を活用した訪問時における現金徴収及び財産調査に基づく預金口座や生命保険等の差押え等を積極的に実施した結果、平成25年度未収金2,212,800円(454件)が、平成26年9月末現在で1,832,900円(357件)となり、379,900円(97件)減少した。

今後も、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分(収入未済額424,000円)については、平成17年10月に発生した拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であるが、生活困窮者のため分割による返済を実施しており、損害弁償金519,000円のうち平成25年度までに95,000円が収納されている。平成25年度中は、刑務所に服役していたため督促状等を送付するとともに、支払方法等について協議を実施した。平成26年7月に刑務所を出所したため、本人に出所後の状況を確認したところ、生活に困窮し生活保護を受けている状況であり、現在は損害弁償金を納付できないとのことではあるが、今後も連絡を取りつつ可能な限り早期の収納に努めたい。

平成19年度調定分(収入未済額385,000円)については、平成19年6月に発生した本部庁舎損壊事件に係る損害弁償金であるが、損害弁償金924,000円のうち、平成25年度までに539,000円が収納されている。債務者と都度面談して納入意思を確認しているものの、債務者は生活に困窮し生活保護を受けている状況であり、現在は損害賠償金を納付できないとのことではあるが、今後も連絡を取りつつ可能な限り早期の収納に努めたい。

4 職員の警察車両による交通事故については、次の施策により事故の防止を図っている。

- (1) 「安全運転推進委員会」の設置  
警察本部に「安全運転推進委員会」を組織し、職員の安全運転意識の高揚や交通事故防止対策の推進に取り組んでいる。
- (2) 交通事故防止教養、安全運転訓練の実施  
運転に関する専門的な知識を有する警察官を各所属へ派遣し、交通事故防止教養と実車による安全運転訓練を実施している。
- (3) 運転技能訓練の実施  
運転に関する高度な知識・技能の修得を目的とした運転教養や実技訓練を充実させ、緊急走行時等における交通事故防止に努めている。
- (4) 交通事故再発防止対策の実施  
車両運転における自己の弱点を自覚させるとともに、運転特性を踏まえた的確な個別指導を行い、交通事故の再発防止に努めている。
- (5) 事故防止に対する意識付けの徹底  
交通事故防止の意識付けを徹底し、事故発生時の損失や影響を理解させるとともに、職員による体験発表形式による注意喚起を行い、各所属において「職員事故ゼロ」を目指している。

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方の車両の毀損(うち警察車両1台の廃車)があった。

(措置の内容)

警察車両による交通事故防止のため、次の改善策を実施して職員の意識高揚と事故防止対策に努めている。

- (1) 朝礼、各種会議等における指導教養の実施  
毎日の朝礼において、署長・副署長がその日の天候や事故事例に即した具体的な指示を行い、署員の事故防止に対する注意を喚起している。  
また、署長通信、幹部会議、研修会等、様々な機会を捉え、職員による一口講話、交通事故防止5則の唱和、幹部の指示・教養、署内教養資料「漸進」の発行・配布等を実施し、交通事故防止の徹底を図っている。
- (2) 報告連絡の徹底  
公用車両を使用する際は、運行前に幹部に行き先、用件等を申告し、幹部は交通事故防止事項の指示を行うなど、事故防止の意識付けを徹底している。
- (3) 公用車両の確実な日常点検の実施  
毎朝、始業点検を実施し、結果を署長が確認している。特に、週明け日には、警務課長が呼びかけ、入念な点検を実施している。  
また、車内清掃、洗車の励行等を実施することにより、車への信頼感や愛車精神が増し、心にゆとりができるなど、安全運転の重要性の認識を図っている。
- (4) 運転講習の実施  
公用原付で活動する機会の多い地域課員に対し、原付の運転講習を実施している。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

新 居 浜 警 察 署

平成26年2月5日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方の車両の毀損(うち警察車両1台の廃車)があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

職員による警察車両の交通事故防止について、次の施策を実施している。

- 1 公用車の整備点検  
毎日、朝礼終了後、幹部立会のもと全車両始業点検を実施し、異常の有無を確認し、公用車両の適正な管理・整備の徹底に努めている。
- 2 交通事故防止意識の高揚
  - (1) 朝礼、幹部会議及び定例研修会等、様々な機会をとらえ、署員による一口講話や幹部による指導教養を行い、交通事故防止の徹底を図っている。
  - (2) 緊急走行での交差点進入時の徐行、安全確認及び後退時における誘導員の配置などを指導している。
  - (3) 新居浜署安全運転推進委員会を実施し、事故防止策を検討のうえ、事故当事者に交通監視を実施させ、事故防止意識を高揚させることとしている。
  - (4) 交通事故防止総合対策を署員に通知し、事故防止に係る各種施策を説明し、事故防止対策を推進することとした。
  - (5) 職員による交通事故の内容を署員に通知し、危機感を持ち事故防止に努めるよう指示した。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

四 国 中 央 警 察 署

平成26年2月4日

(6) 幹部職員による交通事故防止検討会を実施し、職員による交通事故防止対策及び若手職員に対する指導方策を策定し、実行することとした。

3 運転技能訓練等の実施

職員の運転技能向上のため、交通課員等を指導員として、当署駐車場に走行コースを設定し、運転時の車両の動静、車両感覚を体験する運転訓練を実施し、運転技術の向上に努めている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	平成26年 2月 4日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
18年度	1 者	789,931	平成25年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(措置の内容)

1 平成18年度発生したの警察車両2台に対する損害弁償金であり、平成23年4月に仮釈放となつてから所在不明となつていたが、平成25年1月に所在が判明し、10,000円の分割納付があり、その際、支払誓約書を徴収した。

その後、所在不明となつたため追跡調査を行い、所在が判明したため、平成26年9月に支払催促を行ったところである。

今後も継続して支払催促を行い、早期の収納に努める。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、幹部会議、定例研修会において、職員の交通事故発生状況、事故形態分析による再発防止を含めた交通事故防止について業務だよりなどを活用して反復継続した教養を実施している。

(2) 交通事故防止意識の高揚

幹部会議及び小集団15班で交通事故防止に関する検討を行い、職員一人一人の事故防止意識の高揚に努めている。

また、朝礼において職員による交通事故体験に関する3分間スピーチを行い、職員相互の事故抑止に向けた意識改革を行っている。

(3) 公用車の整備点検

朝礼終了後、全車両の始業前点検を実施し、また、定期的な洗車を行うなど、適正な公用車管理の徹底を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 西 警 察 署	平成26年 2月 5日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両及び相手方の車両等の毀損があった。

(措置の内容)

職員による警察車両の交通事故防止については、下記施策を継続的に実施し、職員の交通事故防止意識の高揚を図り、警察職員としての自覚を堅持させ、交通事故の絶無に万全を期している。

1 署安全運転推進委員会の開催

2 地域若手警察官に対する非違事案・交通事故防止対策の実施

(1) 非違非行事案防止懇談会の実施

(2) 地域警察官に対する交通事故防止5則等の唱和の実施

(3) 若手警察官等に対する実践塾の開講

(4) 交通事故防止対策の一環として自動車運転訓練の実施

3 交通課による交通事故防止対策の実施

(1) 警察車両による交通事故防止教養の実施

(2) 緊急自動車運行要領の教養の実施

(3) 署員に対する交通事故防止広報の実施

(4) 署員の交通事故防止(高速道路バースト事故防止)教養の実施

4 地域課の朝礼時の交通事故防止指示

地域課では、毎朝、全体朝礼時後、当務員を中心に地域朝礼を行い、その席上で地域課長が、時折々の交通事故防止について適宜指示を実施している。

5 交通事故防止教養の実施

執務資料「高縄山」を随時署員に配布して教養を実施

6 署長、副署長等による朝礼時教養

全署員の全体朝礼時において、署長、副署長及び交通課長による交通事故防止に関する指示を適宜実施している。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 警 察 署	平成26年 2月14日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
23年度	1 者	285,000	平成25年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手方工作物の毀損があった。

(措置の内容)

1 公務執行妨害並びに道路交通法違反事件に係る公有財産(公用車両)損害弁償金の未収入金であり、債務者に対し納入通知、督促、電話による支払催促を間断なく行い、早期収納に努めている。

債務者は、損害弁償金を現金書留で送金してきている。今後も継続して支払催促を行い、早期の収納に努める。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 署長による交通安全教育の実施

季節やその日の天候に応じた注意事項、警察署員としての心構え、交通事故防止のため同乗者が行うべき事項等交通事故防止のため必要な事項について、署長又は幹部が毎日朝礼で教養している。

(2) 各種会議等における交通安全教育

朝礼のほか、課長以上の幹部会、上席係長以上の拡大幹部会及び全署員を対象とした定例研修会等において、職員に対する交通安全教育を継続して実施し、交通事故防止に努めている。

(3) 公用車両の整備点検

朝礼終了後、幹部立会のもと始業点検を実施するとともに、随時目視点検を行い車両管理の徹底を図っている。

(4) 交通事故防止レポートの提出

全署員を対象に交通事故防止のレポートを提出させ、職員の交通事故防止意識の徹底を図った。

(5) 事故を起こした職員に対する対策

交通事故を惹起した職員に車両運転時における弱点箇所を理解させ、当該職員の運転適性を踏まえた的確な個別指導を行うため、当

該職員に対し、運転免許センターにおいて「交通事故と処分」及び「交通事故防止」の講習を行うとともに、「実技指導」及び「実技訓練」を実施した。

- (6) 新任警察官に対する二輪車運転訓練の実施  
警察学校を卒業し、警察署に配置された新任警察官に対し、警察官としての心構え、運行前点検・整備要領の実施、乗車姿勢の確認、

スラローム走行等の訓練を実施した。  
(7) 実践的交通事故防止対策の実施  
県民の交通安全教育に使用している交通安全教養車のシミュレーターを活用し、希望者に運転操作検査及び運転・歩行能力診断を実施して実践的な交通事故防止対策を実施した。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成27年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年 4月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
一色輝雄後援会	一 色 輝 雄	一 色 勝 正	西条市飯岡3205
護憲・人権・環境市民ネットワーク（略称市民ネット）	黒 田 義 清	河 野 千 鶴 子	松山市持田町四丁目7-24
藤岡かよこを支援する会豊策会	藤 岡 佳 代 子	藤 岡 喜 美 代	松山市白水台三丁目2-3
宮下一郎後援会	加 幡 仁 一	宮 下 八 重	南宇和郡愛南町平瀬655
脇田達矢後援会	松 本 明 義	脇 田 百 合 子	南宇和郡愛南町柏1992

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成27年 4月10日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
山 下 泰 史	愛媛県労働委員会会長 弁護士	34～41期	平成25年 8月29日
田 口 光 伸	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	40～41期	〃
青 山 保 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	36～41期	〃
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会委員 松山大学法学部教授	35期 39期～41期	〃
戸 澤 健 次	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学名誉教授	40～41期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 JAM四国愛媛地区協議会副事務局長	38～41期	〃
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～41期	〃
若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	40～41期	〃
筒 井 克 巳	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U Aゼンセン愛媛県支部長	41期	〃

杉 本 宗 之	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	41期	平成26年 2月28日
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 株式会社岩本商会代表取締役社長	37～41期	平成25年 8月29日
黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38～41期	"
山 下 精一郎	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	39～41期	"
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40～41期	"
山 岸 俊 之	愛媛県労働委員会委員 住友重機械工業株式会社愛媛製造所長代理	41期	"
大 西 章 博	愛媛県労働委員会事務局長		平成26年 4月 1日
八 塚 洋	愛媛県労働委員会事務局次長		平成27年 4月 1日
谷 本 克 彦	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成25年 4月 1日